

京都大学環境・安全・衛生委員会規程

(平成十六年達示第六十七号)

- 第一条 京都大学に、環境・安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第二条 委員会は、京都大学における学生・職員の安全保持、保健衛生及び安全衛生教育並びに環境保全に関する重要事項を調査審議する。
- 第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 安全管理担当の理事（以下「担当理事」という。）
 - 二 環境保全センター長
 - 三 保健管理センター所長
 - 四 放射性同位元素総合センター長
 - 五 総括安全衛生管理者（吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び熊取事業場）
 - 六 人事部長、施設・環境部長、学生部長及び研究・国際部長
 - 七 その他担当理事が必要と認める者 若干名
- 2 前項第七号の委員は、担当理事が委嘱する。
- 3 第一項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、担当理事をもつて充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前二項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。
- 第六条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 小委員会に委員は、担当理事が委嘱する。
- 4 小委員会に委員長を置き、第三条第一項の委員のうちから担当理事が指名する。
- 5 前四項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会が定める。
- 第七条 委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第八条 委員会に關する事務は、施設・環境部企画課において処理する。
- 第九条 この規程に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則
この規程は、平成十六年四月一日から施行する。